

# 令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

この申告書は、あなたの市民税・県民税を正しく算定する基礎となります。また、国民健康保険税の算定や児童扶養手当などの給付資料、あるいは所得（課税）証明などを発行する場合の資料としても大切なものですから、この手引きをご覧になり、ご自分で申告書を記入し、必ず申告してください。

- 市県民税は、令和7年1月1日現在掛川市に住所を有する人で、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間で得た収入に対して課税されます。
- 申告相談受付の日程は、広報かけがわ1月号をご覧ください。

## 申告書の提出期限は3月17日です

所得税の確定申告をされる方は、この申告は不要です

### 申告をしなければならない人

1. 商業、農業、工業、医業などの事業収入がある人
2. 不動産、利子、配当、譲渡などの収入がある人
3. 外交員（生命保険営業、集金人、商品販売外交員など）、内職、個人教授などをされている人
4. 大工、左官、日雇い労働などで、日給月給の収入がある人
5. 給与所得がある人で、次に該当する人
  - ① 派遣社員やパート職等で、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない人
  - ② 給与以外の収入（事業、公的年金、不動産、配当、譲渡所得など）がある人※所得税では、給与所得や退職所得以外での「所得の合計額」が20万円以下の場合、所得税の確定申告義務は免除されていますが、住民税では申告する必要があります。
6. 公的年金等の収入額が400万円以下で他の所得の金額が20万円以下の人  
※公的年金等の源泉徴収票に記載されていない社会保険料などの各種控除がある人は申告する必要があります。
7. 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする人
8. 所得控除を追加、訂正する人（年金受給者も該当します）

### 申告に必要なもの

1. 令和6年中の収入や支出がわかるもの
  - （給与、年金、雑収入などがある人）源泉徴収票、支払い証明書など
  - （事業所得、不動産所得がある人）収支内訳書、領収書、通帳など収入支出がわかる書類、前年度申告のある人は、前年度の収支内訳書の控
2. 所得の控除を受けるための証明書や領収書
  - 令和6年中に支払った社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料など）の支払額がわかるもの
  - 国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書
  - （医療費控除を受ける人）医療費控除に関する明細書（領収書の添付又は提示では不可）、保険金などで補てんされた金額がわかるもの
  - （配偶者特別控除を受ける人）配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）
  - （寄附金税額控除を受ける人）寄附金受領証明書等
  - （国外居住親族に係る扶養控除等を受ける人）親族関係書類及び送金関係書類
3. 個人番号確認書類（マイナンバーカード等）及び身元確認書類（運転免許証・パスポート等）

### 所得のなかった人

申告の義務はありませんが、申告をされないと所得の有無が確認できず、申告義務のない人か、所得はあるのに申告をおこたっている人かの区別ができなくなり、各種の証明書発行に支障を来します。また、国民健康保険税の算出（軽減判定）や児童扶養手当等の資料になりますので、申告書裏面「前年中に所得のなかった方の記入欄」へご記入いただき、必ず提出してください。

※申告書を郵送される場合には、必要事項をご記入のうえ、添付書類（源泉徴収票・収支内訳書等）を同封し、下記までお送りください。なお、必ず連絡先をご記入ください。

お問い合わせ …… 掛川市役所 市税課 市民税係  
(送付先) 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 電話 0537-21-1136

# 申告書の書き方

**〔各種控除〕**（令和6年1月～12月までに支払ったもの）  
★は、申告する時にお持ちいただくもの

## ⑬ 社会保険料控除

あなたが支払った社会保険料及び、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担すべき国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料をあなたが支払った場合、その合計額。

★領収書、支払証明書、源泉徴収票

## ⑭ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金の個人型年金掛金がある場合。

★領収書

## ⑮ 生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とする平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（以下、「新契約」といいます。）の生命保険料をあなたが支払った場合、次の計算式Aで算出した金額。（限度額70,000円）

計算式 A  $\left\{ \text{生命保険料支払額をア～エ} \right\} + \left\{ \text{個人年金保険料支払額をア～エ} \right\} + \left\{ \text{介護医療保険料支払額をア～エ} \right\}$   
A に当てはめて計算した金額

ア 12,000円までの場合は……………支払保険料の金額  
イ 12,000円超32,000円までの場合は……支払保険料×1/2 + 6,000円  
ウ 32,000円超56,000円までの場合は……支払保険料×1/4 + 14,000円  
エ 56,000円超の場合は……………28,000円

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とする平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（以下、「旧契約」といいます。）の生命保険料をあなたが支払った場合、次の計算式Bで算出した金額。（限度額70,000円）

計算式 B  $\left\{ \text{生命保険料支払額をア～エ} \right\} + \left\{ \text{個人年金保険料支払額をア～エ} \right\}$   
B に当てはめて計算した金額

ア 15,000円までの場合は……………支払保険料の金額  
イ 15,000円超40,000円までの場合は……支払保険料×1/2 + 7,500円  
ウ 40,000円超70,000円までの場合は……支払保険料×1/4 + 17,500円  
エ 70,000円超の場合は……………35,000円

※新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合、新契約の支払保険料等を計算式Aで算出した金額と旧契約の支払保険料等を計算式Bで算出した金額の合計額となり、控除額は28,000円が限度となります。（合計控除額の限度額は70,000円）

★支払額証明書（控除証明書）

## ⑯ 地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族の所有する家屋や生活用動産が地震等損害により生じた損失の額をてん補する保険金が支払われる地震保険料をあなたが支払った場合、次のA+Bの金額。（限度額25,000円）（配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引いて計算します。）

※損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合、下記Bによって計算した金額を控除できます。

A  $\left\{ \text{地震保険料支払額をア・イに} \right\} + \left\{ \text{旧長期損害保険料支払額をウ～オに} \right\}$   
当てはめて計算した金額

地震保険料  $\left\{ \begin{array}{l} \text{ア} \text{ 50,000円までの場合は……………支払保険料} \times 1/2 \\ \text{イ} \text{ 50,000円超の場合は……………25,000円} \end{array} \right\}$

旧長期損害保険料  $\left\{ \begin{array}{l} \text{ウ} \text{ 5,000円までの場合は……………支払保険料の金額} \\ \text{エ} \text{ 5,000円超15,000円までの場合は……支払保険料} \times 1/2 + 2,500\text{円} \\ \text{オ} \text{ 15,000円超の場合は……………10,000円} \end{array} \right\}$

※一つの契約の中で地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、上記のA、Bによって計算した、いずれか一方の控除額を選択してください。（地震保険料と旧長期損害保険料がそれぞれ別の契約の場合は、2つの控除額を組み合わせて限度額まで控除受けられます。）

★支払額証明書（控除証明書）

## 本人該当控除（あなた自身が該当する場合適用される控除）

### ⑰ 寡婦控除…26万円

夫と死別、離婚、夫が生死不明となった後再婚をしておらず合計所得金額が500万円以下であって子以外の扶養親族がいる人、又は扶養親族が無くても、夫と死別かつ夫が生死不明となった後再婚をしていない合計所得金額が500万円以下である人

### ⑱ ひとり親控除…30万円

現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明となっている人で合計所得金額が500万円以下であって、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）のいる人

※ひとり親、寡婦ともに、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人や、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外

### ⑲ 勤労学生控除…26万円

大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下の人（ただし、自己の勤労によらない所得が10万円以下）が対象になります。

★在学証明書又は学生証

## ⑳ 障害者控除 控除額…26万円（特別障害者は30万円・同居特別障害者は53万円）

あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合に適用されます。

●特別障害者とは…身体障害手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどの障がい者のうち特に重度の障がいのある人

●同居特別障害者とは…特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人

●同一生計配偶者とは…あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人（事業専従者を除く）

★身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

## ㉑ 配偶者控除

あなたが次のア・イの条件を満たす控除対象配偶者（注1）を有する場合には、配偶者控除を適用することができます。（事業専従者を除く）

ア あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。

イ あなたと生計を一にする配偶者で、その配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下であること。

（注1）控除対象配偶者のうち、70歳以上の人（昭和30年1月1日以前生）は老人控除対象配偶者という。

## 申告書表面

7 年度市民税・県民税 申告書		整理番号	○×市長あて
現住所	○×市△□町123番地の4	業種又は職業	会社員 提出年月日
		電話番号	〇〇-××××
フリガナ	オガサ タロウ 様	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0   2
氏名	小笠 太郎	生年月日	明・大・ $\text{\textcircled{0}}$ ・平・令
		世帯主の氏名	小笠太郎 本人
			31・1・10

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項	
社会保険の種類	支払った保険料
⑬ 国民健康保険	154,500円
国民年金	156,770円
合計	311,270円
⑭ 生命保険料控除	
新生命保険料の計	円
旧生命保険料の計	円
合計	120,000円
⑮ 地震保険料控除	
地震保険料の計	48,000円
旧長期損害保険料の計	円

⑯～⑰ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑱ ひとり親控除（学校名）	⑲ 勤労学生控除
⑱ 障害者控除	1 氏名 障害の程度 身・精・療 級度	2 氏名 障害の程度 身・精・療 級度

⑳ 扶養控除	1 氏名 小笠 千代 生年月日 明・大・7・9・15 同居の区分 別居 続柄 母 控除額 38万円	2 氏名 小笠 千春 生年月日 平・令 同居の区分 別居 続柄 長女 控除額 3万円
--------	---	--

㉑ 雑損控除	損害の金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失のうち災害関連支出の金額 円
㉒ 医療費控除	支払った医療費等 250,000円	保険金などで補てんされる金額 30,000円	セルフメディケーション税制を適用 <input type="checkbox"/>

5. 事業専従者に関する事項	
氏名	控除額
1 氏名 個人番号	円
2 氏名 個人番号	円

## ㉒ 配偶者特別控除

次のア～エの条件をすべて満たす場合、配偶者特別控除を適用することができます。

ア あなたの配偶者が控除対象配偶者でないこと。（配偶者控除と二重に適用することはできません。）

イ あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたの配偶者の令和6年中の合計所得金額が133万円以下であること。

ウ 配偶者が事業専従者（青色・白色）や他の者の扶養親族でないこと。

エ あなたの配偶者が、この控除の適用を受けないこと。

## ㉓ 扶養控除

あなたが扶養親族を有する場合には、扶養控除を適用することができます。（事業専従者を除く）

●扶養親族とは…あなたと生計を一にする配偶者以外のその他の親族（注2）などで、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人

## ⑳ 16歳未満の扶養親族（控除対象外）

平成21年1月2日以降に生まれた扶養親族

## ㉑ 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

## ㉒ 雑損控除

あなたや控除対象配偶者、扶養親族の有する資産（住宅・家財など）が、災害や盗難、横領により損害を受けた場合、次のア、いずれか多い方の金額。

ア 損失額（損害金額－保険金で補てんされる金額）－総所得金額の10%  
イ（損失額のうち災害関連支出）－50,000円

★証明書、領収書、保険金等で補てんされる金額のわかるもの

## 申告書裏面

6. 給与所得の内訳（源泉徴収票のない方）			
月	日給	勤務日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計金額			円
勤務先所在地			
勤務先・電話番号等			
電話			

10. 総合譲渡・一時所得に関する事項								
総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額(A)	必要経費(B)	差引金額(A-B)=(C)	特別控除額(D)	所得金額(C-D)
				1,600,000	950,000	650,000	500,000	サ 150,000
合計ケ + ((コ+サ) × 1/2)				E 75,000				

右の所得金額ケ・コ・サの金額を表面の収入金額等の欄ケ・コ・サへそれぞれ転記してください。また、Eの金額を表面の所得金額欄Eへ転記してください。

11. 分離課税等所得の内訳					
種目	収入金額(A)	必要経費(B)	差引金額(A-B)=(C)	特別控除額(D)	所得金額(C-D)
分離短期					
分離長期					
株・先物					
株配当					
特例適用条文					

12. 別居の扶養親族等に関する事項				
氏名	氏名	個人番号	住所	国外居住
1 小笠 千代	小笠 千代		○×市○×町 ○○番地	<input type="checkbox"/>
2 氏名	氏名	個人番号	住所	国外居住 <input type="checkbox"/>

13. 配当割戻又は株式等譲渡所得割額に関する事項	
配当割戻	株式等譲渡所得割額
円	円

<input checked="" type="checkbox"/> 給与から引き取り（特別徴収）	<input type="checkbox"/> 自分で納付（普通徴収）
--	--------------------------------------

⑰ 医療費控除

あなたやあなたと生活を一にする配偶者や親族の医療費又は医薬品の購入代、看護師、助産師などへの支払いや通院に要した費用をあなたが支払った場合、次の金額。（限度額200万円）

〔令和6年中の 保険金等で補てん される金額〕－〔総所得金額の5%と10万円 のいずれか低い方の金額〕

※セルフメディケーション税制による特例とのいずれかを選択できます

★医療費控除に関する明細書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの

所得のなかった人・非課税所得のあった人の記入する欄

非課税証明、国民健康保険税、児童扶養手当等の資料となりますので、ご記入のうえ、提出してください。

●配偶者控除額・配偶者特別控除額表

配偶者控除	48万円以下	あなたの合計所得額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者特別控除	一般の控除対象配偶者(70歳未満)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超～	0円	0円	0円	

● 所得の種類

① 営業等	卸売業、製造業、販売業、修理業、料理飲食店業、建設業、大工、左官、サービス業、各種外交員、塾等の経営者、医師、弁護士、税理士、作家など、事業から生ずる所得。
② 農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。
③ 不動産	貸家、貸地、貸店舗、貸アパート、貸駐車場などから生ずる所得。
④ 利子	預貯金や公社債の利子及び公社債投信や貸付信託の収益の分配金などによる所得。 原則として源泉徴収により納税が完了することになっており、申告をする必要はありません。
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、余剰金の分配金などによる所得。 上場株式等の配当については源泉徴収されているので申告をする必要はありません。
⑥ 給与	給料、賃金、賞与、俸給などの所得。所得額の算出は右表1を参考にして計算してください。 なお、事業専従者控除として必要経費に算入された金額も給与となります。 また、所得金額調整控除の対象者は下表3を参考にしてください。
⑦ 雑(業務)	(公的年金等) 年金、恩給などによる所得。所得額の算出は右表2を参考にして計算してください。 (その他) 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などにより、給与ではない報酬・料金として得た収入による所得。
⑧ 譲渡・一時	生命保険(郵便)年金、謝礼金など、上記①～⑥及び⑧のいずれにも該当しない所得。 譲渡所得、一時所得、山林所得については、判定基準、計算、必要書類など複雑ですので、税務署あるいは市役所税担当課へお問い合わせください。

表3 所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、次の①から③のいずれかに該当する場合

①特別障害者に該当する。  
②年齢23歳未満の扶養親族を有する。  
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。  
【所得金額調整控除額計算】 = [給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある納税義務者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合  
【所得金額調整控除額計算】 = [給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)] - 10万円

下書き用の申告書

提出用申告書の下書きとしてご利用ください

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	合計		
	⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
	合計		
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	円
⑳ 障害者控除	1 氏名	障害の程度	身・精・療 級度
	2 氏名	障害の程度	身・精・療 級度
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名	生年月日	明・大・昭・平 円
㉓ 扶養控除	1 氏名	生年月日	明・大・昭・平 円
	2 氏名	生年月日	明・大・昭・平 円
	3 氏名	生年月日	明・大・昭・平 円
(控除対象外) 16歳未満の扶養親族	1 氏名	生年月日	平・令 円
	2 氏名	生年月日	平・令 円
㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	セルフメディケーション税制を適用

5. 事業専従者に関する事項

1 氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平	専従者給与(控除)額	円
個人番号				従事月数	
2 氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平	専従者給与(控除)額	円
個人番号				従事月数	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
	農業	イ			
	不動産	ウ			
	配当	エ			
	給与	オ			
	雑	公的年金等	カ		
		業務	キ		
		その他	ク		
	総合譲渡	短期	ケ		
		長期	コ		
一時	サ				
2 所得金額	事業	営業等	①		
	農業	②			
	不動産	③			
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	⑥			
	雑	公的年金等	⑦		
		業務	⑧		
		その他	⑨		
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩		
総合譲渡・一時	⑪				
合計	⑫				
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬			
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮			
	地震保険料控除	⑯			
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳			
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒			
	扶養控除	㉓			
	基礎控除	㉔			
	⑬～㉔までの計	㉕			
雑損控除	㉖				
医療費控除	㉗				
合計	(㉕+㉖+㉗)	㉘			

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

分離課税に係る所得等のある方は、裏面に記載してください。 裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

表1 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	(合計)	A
	円	
● Aの金額が1,628,000円未満の方は次の表で計算します。		
Aの金額	給与所得の金額	
～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円 = 円	
1,619,000円～1,619,999円	= 1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	= 1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	= 1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	= 1,074,000円	

● Aの金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の方は次の表で計算します。

A ÷ 4	(千円未満の端数切捨て)	B
=		,000円
● Aの金額が6,600,000円以上の方は次の表で計算します。		
Bの金額	給与所得の金額	
407,000円～449,000円	B × 2.4 + 100,000円 = 円	
450,000円～899,000円	B × 2.8 - 80,000円 = 円	
900,000円～1,649,000円	B × 3.2 - 440,000円 = 円	

● Aの金額が6,600,000円以上の方は次の表で計算します。		
Aの金額	給与所得の金額	
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円 = 円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円 = 円	

表2 雑(公的年金等)所得金額の計算

公的年金等の雑所得の収入金額	(合計)	C	
	円		
● 昭和35年1月2日以後に生まれた方(年齢が65歳未満の方)は次の表で計算します。			
公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	(C) - 600,000円	(C) - 500,000円	(C) - 400,000円
1,300,000円～4,099,999円	(C) × 75% - 275,000円	(C) × 75% - 175,000円	(C) × 75% - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(C) × 85% - 685,000円	(C) × 85% - 585,000円	(C) × 85% - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(C) × 95% - 1,455,000円	(C) × 95% - 1,355,000円	(C) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円～	(C) - 1,955,000円	(C) - 1,855,000円	(C) - 1,755,000円

● 昭和35年1月1日以前に生まれた方(年齢が65歳以上の方)は次の表で計算します。

公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	(C) - 1,100,000円	(C) - 1,000,000円	(C) - 900,000円
3,300,000円～4,099,999円	(C) × 75% - 275,000円	(C) × 75% - 175,000円	(C) × 75% - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(C) × 85% - 685,000円	(C) × 85% - 585,000円	(C) × 85% - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(C) × 95% - 1,455,000円	(C) × 95% - 1,355,000円	(C) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円～	(C) - 1,955,000円	(C) - 1,855,000円	(C) - 1,755,000円